

わたSHIGA輝く国スポ近江八幡市保険加入要項

1 目的

この要項は、近江八幡市で開催する「わたSHIGA輝く国スポ」の開催準備業務及び開催期間中（以下「大会期間中」という。）において、大会関係者又は第三者に発生した事故等に対する補償に関し、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医師又は看護師等の業務により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して、第三者の生命及び身体並びに所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害保険

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の大会従事者が、大会期間中に準備若しくは運営に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶

然の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内において対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、原則として保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 競技会係員等は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を当該保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。